市し

概

況



(台志巾台志厅告

(合志市西合志庁舎)

する南西部地区では、大型団地が開発され人口の増加が著しい。

産業としては、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野 産業としては、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野 産業としては、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野 を通面では、国道三八七号が南北に縦断し、南部を九州縦貫自動車道が北西か を通面では、国道三八七号が南北に縦断し、南部を九州縦貫自動車道が北西か を通面では、国道三八七号が南北に縦断し、南部を九州縦貫自動車道が北西か を一や県立農業大学校などの試験研究機関も立地している。 また、国県道沿線を中心に で通面では、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野

農業理解の場としてつくられた県農業公園カントリーパーク、国指定史跡「二子名所・史跡としては、憩いの場として公園化された中世城跡の竹迫城跡公園、行し、主要道には路線バスが運行している。熊本空港にも比較的近く、交通の便ら南東に通っている。また、熊本市から御代志駅まで南北に熊本電鉄の電車が運ら南東に通っている。また、熊本市から御代志駅まで南北に熊本電鉄の電車が運

#### 市名の由来

たと伝える竹迫日吉神社、

須屋城跡、

虚空蔵さんなどがある。

山打製石器製作遺跡」、黒松古墳群、生坪塚山古墳、竹迫氏の祖中原師員が創建し

紀に「皮石郡」と見えるのがその初見で、平安時代の辞書には、「合志」の読みと合志市の名は、古代より明治二九年まで続いた「合志郡」に由来する。日本書

池郡に編入されその名を閉じた。 だし明治一三年に合志郡から詫磨郡に編入)が含まれていたが、明治二九年、 旧旭志町、旧七城町)や菊池郡(大津町、菊陽町)の大部分と、熊本市の一部 ものと考えられている。合志郡には、合志市及び現在の菊池市南部 た、郷郡の名の中には好字を当てるようにとの官命以後、「合志」の名が定着した して「加波志(かはし)」と万葉仮名で記されている。和銅六年(七一三)に出され (旧泗水町、 た 菊

郡の中央に位置し合志一族の城跡があることから、 に位置していたことから、それぞれ村名とした。 明治二二年に町村制が施行され合志村と西合志村が発足した際、 また西合志村は合志郡の西部 合志村は合志

声が多くこれに決定した。 平成の合併協議の際には、 「菊南」「北熊本」「東熊本」などが挙がったが、 新市名は公募の上合併協議会に諮られ、 縁深い「合志」を推す 候補には合

#### 平成の合併検討経緯

#### 合併関係町の状況



#### 菊池郡合志町

面積は約二九平方キロメートルである 的には単独町のまま残り、未合併のまま昭和四一年四月一日に町制を施行した。 併にあっては、県の合併試案では西合志町との合併が計画されていたが、最終 明治二二年、 竹迫町外五か村の合併により合志村が誕生し、その後昭和の合

#### 菊池郡西合志町

に町制を施行しており、 平方キロメートルである。 二三年、 五か村の合併により西合志村が誕生し、 隣接合志町と同様の経緯を辿っている。 以後、 昭和四一年四月 面積は約二四

#### 2 検討の経緯

否としたため、合志・西合志の二町で合併特例法期限を睨んだ合併協議を進め、 会は休止することとなり、更に菊陽町が合志町、西合志町との三町合併枠組みを 至った。しかし、平成一六年一〇月に大津町と外三町が袂を分かつ形で合併協議 る三町での合併勉強会、任意協議会での検討が進んだ。その後、 菊陽町を含めた四町の枠組みであったが、まずは菊陽町、合志町、 合志市が誕生するに至った。 も含めた四町合併を提案し、平成一五年には四町での法定協議会が設置されるに 県が平成一二年三月に示した合併パターンでは、合志・西合志二町に大津町、 (第二編「菊池地域」参照 菊陽町が大津町 西合志町によ

# 合併協議会における協定事項等

3

# (※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

#### (一) 合併の方式

する新設合併(対等合併)とする。 合併の方式は、合志町及び西合志町を廃し、その区域をもって新しい市を設置

#### = 合併の期日

合併の期日は、平成一八年二月二七日とする。

#### $\equiv$ 新市の名称

新市の名称は、「合志市」(こうしし)とする

#### <u>回</u> 新市の事務所

- 分庁方式を採用する 新市における庁舎のあり方については、二町の現庁舎を有効活用するため
- 2 執行上の利便性、 新市において、分庁方式による行政執行体制について住民の利便性、 効率性などの観点から検証を行う。 事 務
- 新市の事務所の位置は、当面、 合志町大字竹迫二一四〇番地 (現合志町役

#### 場)とする。

3

五

財産及び債務の取扱い

引き継ぐものとする。 両町の所有する財産及び債務は、 合併時における財産及び債務をすべて新市に

平成一六年度における標準財政規模相当額の二○%以上を総額で持ち寄るものと ただし、財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、

寄るものとする。 全運営のために、 また、国民健康保険財政調整基金については、 平成一六年度における保険給付総額の一五%以上を総額で持ち 新市国民健康保険特別会計の健

- **分** 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 項の規定を適用し、平成一九年四月三○日まで引き続き、 して在任する。 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第 新市の議会議員と
- 2 新市における一般選挙の定数は二四人とし、選挙区は設けないこととする。

七

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 平成一九年二月二六日までの一年間、 る委員として在任する。 あった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会の委員で 引き続き新市の農業委員会の選挙によ
- 区域とする二つの選挙区 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は二一人とする。 (旧町の定数:合志町一二人、西合志町九人) を設 なお、 旧町を
- ころによる 選任による農業委員会の委員の定数及び任期については、 法令の定めると
- 地方税の取扱い
- 1 個人市民税については、次のとおりとする。
- (1) 納税義務者、所得割の税率、特別徴収の納期については、 現行のとおり
- (2) 均等割の税率は、 地方税法第三一〇条に規定する率とする
- (3) 普通徴収の徴収方式は単税とし、 納期は六月から翌年一月までの八期と
- 法人市民税については、 現行のとおりとする
- 3 固定資産税については 次のとおりとする。

- 2  $\widehat{1}$ 納税義務者、税率、免税点、賦課期日については、現行のとおりとする。 徴収方式は単税とし、納期は六月から翌年一月までの八期とする。
- 3 減免対象者等は、合志町の例による。
- $\widehat{4}$ 誘致企業に対する不均一課税については、現行のとおりとする。
- 4 国有資産等所在市町村交付金と日本郵政公社有資産所在市町村納付金、特別 土地保有税、軽自動車税、入湯税、たばこ税については現行のとおりとする。
- ついては、 国民健康保険税の税率等については、保健衛生専門部会で調整する。納期に 合志町の例により八期とする。
- 都市計画税は、新市においても課税しない。

6

5

※なお、法令の改定等が行われた場合は、改定内容を優先する。

九 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、 般職の職員の身分の取扱いについて すべて新

市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員

- 2 適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、
- 3 合併時に統一する。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、 統
- 4 再任用制度については、西合志町の例による。
- 5 職員表彰については、新市において新たに規則を制定する
- 0 地域審議会等の取扱い

設置しない。 いくものとし、 両町がこれまで推進してきた地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を生か 充実させていくことにより、住民と行政による協働のまちづくりを推進して 市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会等は

問機関等の設置が必要な場合は、 なお、合併後の実情により、 地域住民の意見意向等を行政へ反映するための諮 新市において検討する

新市建設計画

## 4 合併時の三役及び正副議長

西合志町	合志町	町名
大住 清昭	秋吉不二雄	長
内平	松永	助
卓	幸一	役
松永	上野	収
丹	正勝	役
吉廣	村上	議
満男	浩一	長
後藤	光木	副議
實雄	寿一郎	長

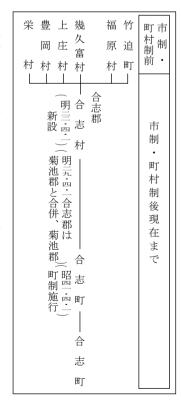
## 5 合併時の関係町の現況表

一〇五、六九六	五四、二四一	一五九、九三七	計	
四二四二〇	三六、三七五	七八、七九五	第三次産業(夏月)	) ! ! 1
六一、一七五	一三、五五三	七四、七二八	第二次産業(百万円)	生産額
11, 101	四、三一三	六、四一四	第一次産業(音声)	
七、五一	七、六八一	一五、一九二	度予算総額 (音声)	前年
二、三四一	二、二六	四、四六八	村税納税額(音声)	市町は
0	0	0	校高等学校	上の学校
	_	111	以 中学校	中学校以
一二、六五〇	一〇、三五三	1 [11]" (00]11	計	
八、六一五	六、五七八	一五、一九三	第三次産業 (人)	生
三、二六二	二、九八八	六、二四九	第二次産業 (人)	生 業 態
七四四	七八七	一、五六一	第一次産業 (人)	
二四:二八	二八・八九	五三・七	積 (m)	面
九、八七七	七、三八	中、二〇日	数 (戸)	戸
二九、一三二	二二、三五五	五一、四八七	口 (人)	人
西合志町	合志町	Ā	3	
係町	合併関	令艺丁	<b>च</b>	<u> </u>

### 四昭和以前の合併検討経緯

# 【旧菊池郡合志町における合併の歴史】

# 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



のもとにおいては第五大区第五小区に編入された。旧藩時代は、竹迫手永に属していたが、明治七年(一八七四)の改正大小区制

合併して合志村となった。

## 町村合併促進法制定後の経緯

志町となった。 独村として残すことになり、末合併のまま昭和四一年四月一日町制を施行して合独村として残すことになり、末合併のまま昭和四一年四月一日町制を施行して合なっていた。しかし昭和三一年(一九五六)九月決定された県の合併計画では単町村合併促進法制定後示された県の合併試案では、西合志村と合併するように

# 【旧菊池郡西合志町における合併の歴史】

# 1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革

須 屋 村-	御代志村-	合生村-	野々島村-	上生村-
	 ・新設 ・新設	一 西合志		
	・四)(朝二	村 ———		
	郡と合併、土			
	菊池郡 ) (	—— 西合		
	・一町制施田四一・一	志町——		
	行()	西合志町		

合併した栄村を除く前記五か村が合併して西合志村となった。合併した栄村を除く前記五か村が合併して西合志村となった。 二二年、町村制の施行によって、合志村とは第五大区第五小区に、須屋村は第二大区第三小区に、それぞれ編入された。明治一二年(一八七九)、郡区町村編制法施行により、野々島・上生・須屋の三明治一二年(一八七九)、郡区町村編制法施行により、野々島・上生・須屋の三か村は一行政区域(野々島村以第二大区第八小区に、合生村、御代志村のもとにおいては、上生村・野々島村は第五大区第八小区に、合生村、御代志村のもとにおいては、上生村・野々島村は第五大区第八小区に、合生村、御代志村のもとにおいては、上生村・野々島村にあった。

### 町村合併促進法制定後の経緯

その後、昭和三一年九月改定された県の合併計画案で単独村とされ、昭和四一年なく、人口も一万人をこえ合併標準規模に達していたので、合併を行わなかった。合志村との合併が県の試案として示されたが、当時村民の間には合併の意思が

一〇月一日、町制を施行し西合志町となった。